租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第六十八条の二の三」を「第六十八条の二の二」に改め、同条第五号中「まで」の下に「、第八十八条」を加える。

第二条第二号中「第四十二条の十二の七」を「第四十二条の十二の六」に改め、同条第十一号中「、第六十七条の六、第六十七条の七」を「から第六十七条の七まで」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条第五号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百三十一号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の施行に伴い、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第四項第一号中「、第十条の五の六第七項から第九項まで」を削り、同条第八項中「、第十条の五の五第三項並びに第十条の五の六第七項から第九項まで」を「並びに第十条の五の五第三項」に改める。

第十三条の五を削る。

第十三条の六第一項中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条を第十三条の五とする。

第十八条の八を削る。

第三十一条の三を削り、第三十一条の二の二を第三十一条の三とする。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百三十二号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第十三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「復興特別所得税に係る次の」を「法第四章の規定の適用がある場合における次の」に改め、同項の表租税特別措置法施行令の項中「第二十五条の十七第三十九項」を「第二十五条の十七第四十項」に、

「第二十六条の二十八の三の二第四項第三号及び第四号	調整所得税額を控除した金額	調整所得税額を控除した残額に百分の二・一を乗じて計算した金額との合計額」

を

「第二十六条の二十八の三の二第四項	控除した金額を控除した金額	控除した残額に百分の二・一を乗じて計算した金額と当該残額との合計額」
第二十六条の二十八の三の二第五項第三号及び第四号	調整所得税額を控除した金額	調整所得税額を控除した残額に百分の二・一を乗じて計算した金額と当該残額との合計額

に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（「第二十五条の十七第三十九項」を「第二十五条の十七第四十項」に改める部分に限る。）は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百三十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。